

## 市内公共施設等の対応について

5月21日の緊急事態宣言解除に伴う兵庫県対応方針の改定を受け、22日に第21回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、以下のとおり決定しました。

### 1 屋外スポーツ施設の対応について

屋外スポーツ施設は、条件を付け段階的に開放する。

※対象施設は別紙参照

(1) 対応期間 令和2年5月25日（月）～ 5月31日（日）

(2) 利用条件 ○利用は市民限定  
○プレー中以外はマスクを着用  
○15歳以下の利用時は保護者同伴 など  
※その他詳細については別紙参照

### 2 屋内スポーツ施設の対応について

6月1日以降については、感染防止対策を整えた上、順次開館する。  
詳細は、次回対策本部会議にて決定する。

### 3 職員の勤務体制について

5月31日（日）まで現在の対応を継続する。  
6月1日以降については、次回対策本部会議にて決定する。

**問い合わせ先** 三木市総合政策部危機管理課  
電話 0794-82-2000（内線 2430）